

明石歩道橋事故における指定弁護士による公訴提起を受けた会長談話

本日、明石歩道橋事故について、事故当時の兵庫県警明石警察署副署長に対する公訴提起がなされました。これは、検察審査会の起訴議決に基づく、我が国で最初の指定弁護士による公訴提起であり、「公訴権行使のあり方に民意をより直截に反映させていく」という改正検察審査会法の趣旨が実現されたこととなります。

明石歩道橋事故は、平成13年7月に兵庫県明石市の花火大会会場に通じる歩道橋で発生し、11名の尊い命が奪われ、多数の負傷者を出すという悲惨な事故でした。

当会が推薦した3名の弁護士は、本年2月4日に神戸地方裁判所から公訴の提起及びその維持に当たる者として指定されたものですが、約2か月半という短期間のうちに、膨大な量の捜査記録を精査し、迅速かつ的確に争点を判断して、公訴提起という重責を果たしました。

今後の公判においても、複雑な争点を整理し、充実した立証活動を行っていく必要があります。指定弁護士の職務には相当な困難が予想されます。また、公訴提起後も、公判維持のために補充捜査を行う必要性が出てくることも考えられます。さらに、被害者等通知制度及び被害者参加制度等、多数の被害者・遺族への対応も必要となってきます。

当会は、引き続き、指定弁護士と緊密に連絡を取りながら、指定弁護士がその職責を全うできるよう、裁判所及び検察庁と適宜協議するなどして、必要なバックアップを行ってまいります。

また、公判においては、指定弁護士に対して、改正検察審査会法の趣旨に沿った活動が期待される場所ですが、その一方、起訴された被告人には十分な防御権が保障されなければなりません。当会としては、刑事司法全体の観点から、今後の公判を注視していき、本制度のあるべき姿について、検証していく所存です。

2010年（平成22年）4月20日

兵庫県弁護士会

会長 乗鞍良彦